

国立大学法人東京外国語大学大学院 第一種奨学金採用時返還免除内定候補者推薦細則

（平成 31 年 4 月 1 日）
規 則 第 111 号

改正 令和 6 年 2 月 27 日規則第 24 号

（趣旨）

第 1 条 この細則は、国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程第 9 条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所（以下「大学院」という。）において入学年度に第一種奨学生に採用された者（以下「奨学生」という。）の返還免除の内定候補者の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

（推薦対象者）

第 2 条 推薦対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該年度に博士後期課程へ進学し、日本学生支援機構大学院第一種奨学生に採用された者の内、貸与期間終了までに特に優れた業績を挙げる見込みがある者
- (2) 選考を行う年度の次年度に博士前期課程へ入学し奨学生となる予定の者の内、貸与終了までに優れた業績を挙げる見込みがある者であって、かつ、次のイからハまでの全ての要件を満たす者
 - イ 修学支援制度を利用している者又は住民税非課税世帯である者
 - ロ 特定分野（科学技術イノベーション創出に寄与する分野又は大学の強みや地域の強み等を生かした分野）への進学を希望する者
 - ハ 特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができると認められる者

（推薦方法）

第 3 条 推薦を受けようとする奨学生は、申請書に必要な事項を記入し、必要に応じて添付書類を付し、指導教員の推薦を得て願い出なければならない。

（推薦基準）

第 4 条 第 2 条第 1 号に該当する奨学生が、博士前期課程における教育研究に関連して、次の各号の一に該当する優れた業績を挙げたときは、推薦することができる。

- (1) 学位論文その他の研究論文
- (2) 大学院設置基準第 16 条第 1 項に定める特定の課題についての研究の成果
- (3) 著書、データベースその他の著作物（前二号に掲げるものを除く。）
- (4) 授業科目の成績
- (5) 研究又は教育に係る補助業務の実績
- (6) 発明
- (7) スポーツ競技会、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
- (8) ボランティア活動その他の社会的貢献の実績

2 第2条第2号に該当する者が、次の各号の一に該当する優れた業績を挙げたときは、推薦することができる。

(1) 博士前期課程入学時の入試結果

(2) 学士課程の成績

(推薦順位)

第5条 選考委員会は、推薦を受けようとする奨学生の推薦順位を付し、学長は日本学生支援機構に申請するものとする。

(内定取消)

第6条 内定者が、貸与期間中に奨学金の交付に係る「停止」又は「廃止」の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。また、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。

2 免除内定者の身分を取り消した場合でも、貸与期間中に特に優れた業績を残したと大学が認めた場合、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦することができる。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、候補者選考の実施に必要な要領は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学大学院第一種奨学金採用時返還免除内定候補者推薦細則は、平成31年1月29日から適用する。

附 則

この細則は、令和6年2月27日から施行する。